

## 登記

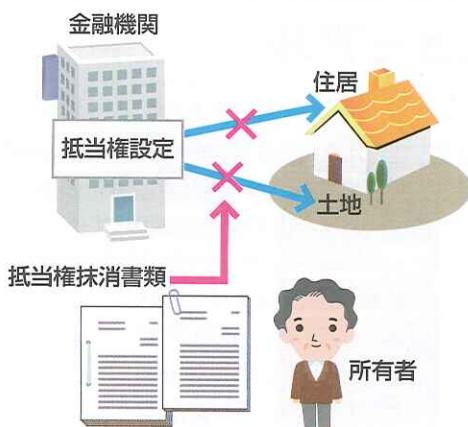
Vol.49

住宅ローン完済にかかるわらす、  
抵当権抹消登記未済の場合

司法書士

桐蔭横浜大学法学部客員教授 相馬計一

## 住宅ローン完済時の抵当権抹消登記



住宅ローンを完済している場合、原則的な流れとしては、金融機関から抵当権抹消登記に必要な書類(①抵当権の登記済証・登記識別情報通知、②抵当権解除証書、③抵当権抹消登記委任状、④代表者事項証明書)を入手して抵当権の抹消登記をします。

しかし、今回の事案は、住宅ローンは完済したけれど抵当権抹消登記未了のまま現在に至ったケースです。このような事案では、まず「過去に金融機関から入手した、抵当権抹消登記に必要な書類の再発行

住宅ローンを完済している場合、原則的な流れとしては、金融機関から抵当権抹消登記に必要な書類(①抵当権の登記済証・登記識別情報通知、②抵当権解除証書、③抵当権抹消登記委任状、④代表者事項証明書)を入手して抵当権の抹消登記をします。

**【プロローグ】**  
住宅を売却する際、住宅ローンは何年も前に完済しているのに、銀行の抵当権が抹消されていないケースがあります。今は、そうした際の抵当権抹消登記について説明します。

**○抵当権の抹消登記に必要な書類**

住宅ローンを完済している場合、原則的な流れとしては、金融機関から抵当権抹消登記に必要な書類(①抵当権の登記済証・登記識別情報通知、②抵当権解除証書、③抵当権抹消登記委任状、④代表者事項証明書)を入手して抵当権の抹消登記をします。

**○金融機関の委任状に実印の押印、印鑑証明書添付が必要なケース**

通常の抵当権抹消登記申請の場合であれば、登記委任状に押印する金融機関の印はいわゆる「認印」でかまいません。しかし「登記済証・登記識別情報通知」を添付できない場合、金銭(印鑑証明書)を添付する必要があります。

資格者代理人による本人確認情報の提供制度

所在を確認する」ことです。もし、どうしても見つからない場合は、金融機関に抵当権抹消登記を再発行してもらう必要があります。しかし抵当権解除証書等は再発行してもらえたとしても、①の「抵当権の登記済証・登記識別情報通知」は再発行してもらることができません。従つて、このような事案で抵当権抹消登記を行う場合は、「登記済証・登記識別情報通知」不添付の場合に相当しますので、「事前通知制度」や資格者代理人による本人確認情報の提供制度

## 民事法

Vol.385

耐震性能不足から建物除却を決めた  
賃貸人が賃借人に求めた明渡し請求が  
認められたケース

弁護士 高津公子



ない建物(特定建築物)の所有者は耐震診断を実施し、耐震改修を行うよう努めなければなりません、と規定されました。

**【ご相談】**  
「当社では昭和49年築の貸ビル(3階建)を所有しています。当時の建築基準法の耐震基準で建築したため、後の法改正の基準を満たしていません。耐震改修には数千万円を要し、また、建物の老朽化も進んでいるので、建替えが効率的だと考えていますが、入居者への対処に悩んでいます。老朽化や耐震改修の経済的不能を理由に契約更新を断り、立ち退いていただくことはできませんか?」

○代償措置がとられていれば  
賃貸人の判断を尊重

建物賃借契約の更新を拒絶するには法定の正当事由の存在が必要で、その判断はかなり厳格です(借家法1条ノ2、借地借家法28条)。

「老朽化」は定義が曖昧な日常用語ですし、耐震改修は既存不適格建物(後発的不全)については法定規模以上の「特定建築物」以外は、直ちに改修を義務付けるものではないので、それを正当事由とする明渡訴訟の認容例はほとんどありませんでした。

ところが最近、大規模賃貸物件で、耐震改修を経済合理性の見地から断念し、建物除却を決めて更新拒絶をした事案で、その正当事由を認めた判決がありました。以下で説明しましょう。

都下A市の(独)都市再生機構(旧日本住宅公団)団地内の1棟は昭和46年5月建築で、地上11階建て、戸数250戸。1階は店舗等、211階が賃貸住宅でした。

阪神・淡路大震災が発生した平成7年に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、昭和56年6月1日以前の建基法施行令による建築物のうち賃貸住宅(階数3、床面積1000m以上)の建物で新耐震基準に適合し

こうしたケースでは、抵当権抹消登記完了までに通常よりも時間がかかることが予想されます。売却のスケジュール等を確認し、余裕を持つた対応が必要となるでしょう。

裁判所は「改修が経済合理性に反すると断念したことが著しい誤謬や裁量の逸脱がない、相応の代償措置が採られている限り、賃貸人の判断が尊重される」「十分な代償措置が採れられており更新拒絶の正当事由がある」と被告らに明渡しを命じました(平成25年3月28日 東京地裁判決 判例時報2201号)。

